様式第二十（第九条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第２項において
読み替えて適用する同法第12条第６項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第14条第２項において読み替えて適用する同法第12条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第二十一（第十二条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（　　年　　月　　日限り有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項の規定による
立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律抜粋

第15条　所管行政庁は、第13条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、第10条第１項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくはその工事現場に立ち入り、当該建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２・３　（略）

第72条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第15条第１項、第23条第４項、第26条第４項若しくは第28条第４項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

様式第二十（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第15条第２項において
読み替えて適用する同法第13条第６項の規定による
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項において読み替えて適用する同法第13条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第二十一（第十条関係）（日本産業規格Ａ列７番）

（表）

年　　月　　日交付第　　号（　　年　　月　　日限り有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第17条第２項の規定による
立　入　検　査　証

（所管行政庁名）　　印

（裏）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条　所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２・３　（略）

第75条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　第17条第１項、第21条第１項、第30条第４項、第33条第４項若しくは第43条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者